

公の施設の指定管理者の指定の件（芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館）

令和 4 年（2022 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌芸術の森	札幌市南区芸術の森 2 丁目
本郷新記念札幌彫刻美術館	札幌市中央区宮の森 4 条 1 2 丁目

2 指定管理者

札幌市南区芸術の森 2 丁目 7 5 番地

公益財団法人札幌市芸術文化財団

理事長 秋元 克広

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。